

【第20回】令和5年度島根県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

開催日時：令和5年7月6日（木）10：00～12：00

開催場所：松江年金事務所2階会議室（Web会議サービスによる開催）

出席者：委員 12名（うち参集による参加2名）

日本年金機構 4名

1. 開 会
2. あいさつ 松江年金事務所長
3. 委員紹介 委員出席状況の報告
4. 委員長選出
5. 議 事

議事（1）令和4年度島根県地域年金展開事業の実施結果について

資料4 島根県地域年金事業 令和4年度実施結果及び令和5年度事業計画

・事務局より令和4年度事業実施結果について説明。

資料5、資料6により令和4年度国民年金保険料の納付状況について説明。

・各委員より質問・意見・要望をいただき、今後の取組に活かしていくこととした。

議事（2）令和5年度島根県地域年金展開事業の事業計画について

資料4 島根県地域年金事業 令和4年度実施結果及び令和5年度事業計画

・事務局より令和5年度事業計画について説明。

・各委員より質問・意見・要望をいただき、今後の取組に活かしていくこととした。

6. 閉 会

■主な意見・要望・質問

《令和4年度の事業実施結果について》

◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）

- ・教育機関へ様々な取組を実施しているところですが、残念ながら昨年度は大学での実施が出雲年金事務所のみとなっている。

◇事務局

- ・高等学校に対しては3事務所で21校、専門学校に対しては10校実施していますが、大学については、ご指摘のとおり実施できていない状況にあることから、実施方法についても検討しなければならないと考えます。コロナ前は対面で年金セミナーを実施していましたが、今後はWeb会議サービスを主軸として実施した方が良いのではないかと考えます。昨年の会議でもご指摘いただきましたが、コロナ収束後の中で、どのように実施していくべきか試行錯誤しているところです。

◆結城委員（厚生労働省中国四国厚生局）

- ・厚生労働省においても、学生との年金対話集会を実施しており、中国地方では令和元年に広島県立大学で実施しています。対話集会か年金セミナーのどちらが良いかは別にして、学生の皆さんは開催後には年金にかなり興味を持っていただいていることから、セミナーは大変重要であると考えており、厚生労働省としても年金機構と連携を取って実施していきたいと考えます。

機構が行う年金セミナーの実施方法は、学生に対して一方的な説明であるのか、対話的なものであるのかどちらでしょうか。一方的な説明のみであれば、質問や意見を聞く時間を設け、より良いものにしていただきたいと思います。

◇事務局

- ・年金セミナーの実施方法は2つあり、一つ目は、50分前後の時間の中で40分程度話を聞いていただき、最後の10分程度で感想・質問を受ける方法、もう一つは、グループ分けをして討議を行っていただき、発表していただく方法になります。年金制度をより深く知っていただくには、討議の方法が良いと考えていますが、限られた時間の中での実施となるため、講義形式のセミナーが多い状況にあります。引き続き、大学での実施、グループ討議での実施に向けた検討を行っていきます。

◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）

- ・アンケート結果の中で、年金制度に対するイメージが良くなったとありましたが、漠然としたイメージではなく、具体的にどういうところが悪くて、セミナー後にどう良くなったのかというところを、項目を分けて質問・集計して比較することがアンケートの取り方としては望ましいと思います。

◇事務局

- ・ありがとうございます。よく検討させていただきます。

◆中田委員（全国健康保険協会島根支部）

- ・資料5の中で国民年金の納付率について説明されており、学生は、学生納付特例を利用されている方が多いと思われそうですが、学生の納付率は分かりますか。

◇事務局

- ・学生の方は学生納付特例の利用又は保護者さんが納付しておられます。学校卒業後は、大半の方が就職されて厚生年金に加入する一方、農業・自営業・無職の方々は保険料を未納のままにしている方がおられます。25歳から35歳までの層の納付率が低くなっていることから、若年層の方々への対策が重要であると考えます。

◆中田委員（全国健康保険協会島根支部）

- ・学生で未納の方がいるのであれば、年金セミナーの実施が難しい場合は、セミナーとは違ったアプローチ、例えば学校を訪問して出張相談窓口を開設し、学生納付特例の受付を行う方法もあるのではないかと考えます。

◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）

- ・積極的なアプローチは必要と思います。

◇事務局

- ・ご意見いただきましたとおり、地域年金展開事業で取り組むべき点だと思えます。制度の趣旨が伝わりにくい世代の方に対して、例えば失業された方に対しては、ハローワークのご協力をいただき、失業特例の免除のご案内を実施しています。引き続き労働局等の様々な機関のご協力をいただきながら、取り組んでいかなければならないと考えます。

◆結城委員（厚生労働省中国四国厚生局）

- ・学生の納付特例制度の話がありましたが、学生の期間は制度を利用して保険料の納付を猶予する仕組みとなっています。しかし、そのままにしておくと将来受け取る年金額が納付している方に比べ低くなります。最長10年間遡って納められる追納制度がありますので、この点も学生の方々に周知していくことが必要と考えます。

◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）

- ・大学としても対応を考えなければいけないが、納付特例を受けた学生は今後どういった手続きをしなければならないのか、卒業時に話しておいた方が良いと思います。

- ◆石橋委員（島根県社会保険委員会連合会）
 - ・職場の若手職員に高校在学時のセミナーについて聞いてみたが、記憶に残っているとのことでした。ためになったとの声もありましたので、今後も続けていただきたいと思います。

- ◆大谷委員（松江市）
 - ・地元に残る学生もいますが、年金について情報発信していくことが大切であると考えます。SNS等で何か積極的にアピールできることがあれば行っていきたいと思えます。

- ◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）
 - ・何か良いアイデアはありませんか。

- ◆大谷委員（松江市）
 - ・卒業時にSNSに登録いただき、情報発信して知識を深めていただくなど、即効性はないかもしれないが、将来的には役立つと思います。

- ◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）
 - ・学生の中には、都会に出ても住民票は地元に残している方も多いため、そういった方々に地元の自治体から年金の連絡が届く仕組みがあれば良いのではと思います。

- ◆金井委員（島根県商工会議所連合会）
 - ・松江年金事務所では700余名の方が年金セミナーを受講されていますが、学校については毎年変わっているのでしょうか。
また、普通高校から島根大学・島根県立大学に入学する方が松江市内だけでも多くおられることから、大学でのセミナー実施が困難であれば、こういった大規模高校に対してセミナーを実施することが有効であると考えます。
昨年の数字だけを見ると、大規模校、私立校での開催が無いことから、この点についてお尋ねしたい。

- ◇事務局
 - ・各年金事務所から全ての学校に対してアプローチは行っていますが、相手のある話でもあり、ほぼ同じ学校で開催している状況にあります。

- ◆坪倉委員代理（島根県教育委員会）
 - ・現状では、実施時期が2月や3月に偏っており、卒業の時期にセミナー実施を受ける学校が多い状況です。様々な機関からセミナー等の実施依頼がある中で、受け入れる学校側も時間の捻出に苦労していると思います。手間はかかりますが、こまめにアプローチを行うことで授業計画の中にセミナーを取り入れることも考えられます。

また、生徒だけでなく、保護者に対してアプローチしていくことも必要と思います。

◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）

- ・卒業前に様々な機関から依頼があると学校側も大変だと思います。学校現場に過大な負担がかからない方法が必要であり、教材の作り方、提供の仕方なども工夫していただきたいと思います。

保護者向けとしては、具体的にはどのような取組が考えられますか。

◆坪倉委員代理（島根県教育委員会）

- ・リーフレットを渡すよう生徒に依頼しても、保護者の手元に届かない実態もあることから、SNSなどの媒体を活用されるのが有効であると考えます。

また、単体で年金セミナーを行うことが困難でも、各学校が行っている保護者説明会に抱き合わせで入っていただくことが良いのではと考えます。

◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）

- ・各学校の保護者向け説明会の実施時期について、教育委員会から情報提供していただくことは可能ですか。

◆坪倉委員代理（島根県教育委員会）

- ・学校で内容や時期が異なっていることから、問い合わせは各学校に行っていただきたい。

◆坂根委員（島根県社会保険労務士会）

- ・社労士会として各年金事務所で年金相談を行っているが、学生の保護者さんからの相談もあると思うことから、可能であれば、各年金事務所にリーフレット等を用意していただき、相談窓口でも制度の重要性を周知したいと考えます。

◇事務局

- ・貴重なご意見ありがとうございました。

保護者さんへの年金教育は必要だと考えており、養護学校の保護者向けに障害年金の説明会も実施しています。

また、学校や各省庁との調整も必要ですが、限られた時間の中で実施する必要があることから、例えば、年金30分、税金30分など抱き合わせで説明をすることも有効であると考えます。その他、覚せい剤禁止など様々な社会教育を学校としても実施されていることから、我々行政が分担して学生に周知していく必要があると思います。

《令和5年度の事業計画について》

◆沖田委員（一般財団法人島根県社会保険協会）

- ・年金セミナーの件ですが、浜田高校での参加人数が少ない感じがします。他の高校と比較して少ないようですが、参加人数を増やすために何か方策は考えていますか。

◇事務局

- ・進学校では参加人数が少なくなり、進学校以外の学校では参加人数が多くなる傾向があります。私どもの方で生徒を指定するのではなく、学校からの要望もありこのような結果になっているのではないかと考えます。

◆石橋委員（島根県社会保険委員会連合会）

- ・当社は65歳で再雇用終了となりますが、年金の具体的な金額など年金事務所に相談するよう伝えてあります。ねんきん定期便には、65歳から受給する場合や70歳まで遅らせた場合の年金額が記載されていますが、実際に70歳や75歳から受け取る方はどれぐらいおられますか。

◇事務局

- ・年金受給の開始時期については、はっきりとお答えできない問題です。通常65歳から年金を受給することとなりますが、繰下げして70歳でお亡くなりになられた場合は結果的に損をしてしまったこととなります。個人ごとに寿命がありますので、年金請求手続きの際にご本人様に決めていただくしかありませんが、基本的には65歳請求の方が多いと思います。

◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）

- ・この件に関してだけではないが、手続等で困った場合にはどちらに相談すればよいのかという情報を年金委員の皆様が提供していくことが重要であると考えます。来年から新NISAという制度が始まりますが、新しい制度ができるとそれを狙った新卒の詐欺が発生することを危惧しています。年金受給者協会では高齢者に向けた金融詐欺防止の取組を行っていますか。

◆高橋委員（島根県年金受給者協会松江支会）

- ・金融詐欺防止を含めて、コロナ禍で行えていなかった講習会等を今年は実施したいと思います。

◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）

- ・老後不安や仕組みが分かりにくいことに乗じて金融関係の詐欺が発生します。島根県は高齢者が金融犯罪に巻き込まれることが多いことから、厚生労働省としても金融庁と連携して詐欺被害を防ぐよう取り組んでいただきたいと思います。

◆結城委員（厚生労働省中国四国厚生局）

- ・最近はSNS等で詐欺的なお知らせが届くことから、一人暮らしやご家族が留守の間に被害にあう高齢者がおられます。大事な年金がなくならないよう、広報をしっかりと行い、注意喚起していきたいと思ひます。

◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）

- ・メディアによる情報伝達は大変重要であると思ひますが、山陰中央新報社では何か取り組まれる予定がありますか。

◆宇畑委員（株式会社山陰中央新報社）

- ・各種詐欺について、事案があれば手口も含めて適切に報道していきたいと思ひます。年金制度だけではないが、将来を担っていく世代に、紙面でもデジタルでも情報を発信し、読んでいただき知っていただくことが大切だと思ひます。先ほど国民年金の納付率が21年連続全国一位という話がありましたが、地域連携事業を地道に行った結果であり、デジタル、SNSにとらわれず今後も積み重ねていきたいと思ひます。

◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）

- ・新聞紙面は字数制限等の制約があると思ひますが、デジタルはあまり制約がないと思ひます。デジタルの方は制約がないことを利用した紙面作りを行うと良いのではと思ひます。